

明治大学学術研究奨励寄付の受入れに関する要綱

2007年3月6日制定

2006年度例規第24号

(趣旨)

第1条 この要綱は、明治大学研究・知財戦略機構規程第3条第3号及び第5号の規定に基づき、明治大学における学術研究の奨励を目的として、学外の機関、団体又は個人から研究・知財戦略機構（以下「機構」という。）を通じて行われる寄付（機構の下に設置する研究機関又は研究者を指定して行われる寄付を含む。以下「奨励寄付」という。）の受入れに関し、必要な事項を定めるものとする。

(申込み)

第2条 奨励寄付の申込みをしようとする者（以下「寄付者」という。）は、所定の申込書を、研究・知財戦略機構長（以下「機構長」という。）に提出するものとする。

(受入れ)

第3条 機構長は、寄付者から奨励寄付の申込みがあったときは、当該奨励寄付の受入れの諾否を決定する。ただし、機構長は、奨励寄付の受入れに関する権限を、機構長の指名する研究・知財戦略副機構長（次項において「副機構長」という。）に委任することができる。

2 副機構長は、前項ただし書の規定により奨励寄付の受入れの諾否を決定したときは、遅滞なく、当該結果を機構長に報告しなければならない。

(納入)

第4条 機構長は、前条の規定により奨励寄付の受入れを決定したときは、寄付者に対し、奨励寄付金の納入について通知する。

(領収書等の送付)

第5条 機構長は、奨励寄付金の納入があったときは、所定の領収書及び学校法人明治大学（以下「法人」という。）が特定公益増進法人であることの文部科学大臣の証明書の写しを、寄付者に送付する。

(管理手数料)

第6条 法人は、納入された奨励寄付金のうち、原則として10パーセントを、管理手数料として徴収する。

(支出手続)

第7条 奨励寄付金の支出手続は、所定の方法により、これを行う。

(研究成果の報告)

第 8 条 奨励寄付により、特定の研究を行った研究者は、その研究成果の概要を、当該年度の末日までに、機構長に報告しなければならない。

(物件等の帰属)

第 9 条 奨励寄付金によって調達され、又は製作された物件等は、法人に帰属するものとする。

(事務)

第 10 条 この要綱に関する事務は、研究推進部が行う。

(要綱の改廃)

第 11 条 この要綱を改廃するときは、研究・知財戦略機構会議の議を経なければならない。

附 則 (2006 年度例規第 24 号)

(施行期日)

1 この要綱は、2007 年(平成 19 年)4 月 1 日から施行する。

(例規の廃止)

2 次に掲げる例規は、廃止する。

(1) 研究所の教育・研究奨励に係る指定寄付に関する要綱(1994 年度例規第 3 号)

(2) 研究所の指定寄付金の管理手数料及び委託研究費の受託手数料に関する細則(1994 年例規第 5 号)

(3) 明治大学知的資産センターの奨学寄付の受入れに関する要綱(2002 年度例規第 11 号)

(通達第 1512 号)

附 則 (2007 年度例規第 9 号)

この要綱は、2007 年(平成 19 年)9 月 10 日から施行する。

(通達第 1563 号)(注 事務機構改革の実施による部署名称等の変更に伴う改正)

附 則 (2009 年度例規第 1 号)

この要綱は、2009 年(平成 21 年)4 月 15 日から施行し、改正後の規定は、同年 4 月 1 日以降の申請から適用する。

(通達第 1792 号)(注 奨励寄付の受入手続の変更に伴う改正)

附 則 (2009 年度例規第 9 号)

この要綱は、2009 年(平成 21 年)6 月 10 日から施行し、改正後の規定は、同年 4 月 22 日から適用する。

(通達第 1808 号)(注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正)